



もっと会議所知っ得！コミック

しほ (SHIHO)

YUI



中小企業PL保険制度

(生産物賠償責任保険)

本制度に加入した中小企業の皆様が、日本国内で製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の財物を壊したりするような物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことによって、法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金が支払われます。

掲示板

今月の、オススメ！「もしも」のPL事故に備える保険！



会員の皆様は、団体扱いで掛金もオトクです！



詳しくは、お取引のある損保会社もしくは、商工会議所にご連絡下さい。

ありがとう、パンフレット読んでから来るけえ！！じゃあ、またの...

いつでも、ご連絡ください。お手伝いをさせていただきます。

損保会社の方に、商工会議所の中小企業PL保険制度と伝えてください。

商工会議所の会員事業所であれば、団体扱いとなります！